



川島町では、第3子以降の  
学校給食費を補助します。

## 第3子以降 給食費補助金

### 交付制度のお知らせ

町では、多子世帯に対する経済的な負担を軽減し、子育て環境の更なる充実を図るため、子供が3人以上いる世帯の保護者に対して、第3子以降の児童生徒の給食費を補助します。

#### ●補助の対象 次の①～③のすべてに該当する世帯の児童生徒の保護者

① 私立等の小・中学校に在学している児童生徒

② 子供が3人いる世帯であること

※兄弟姉妹が就学等で町外に在住していても、支給対象となります。

なお、子の年齢上限はありません。

③ 同一世帯に税や川島町学校給食費に滞納がないこと

※対象となる子やその兄弟姉妹で税や給食費の滞納がある場合は対象外となります（過年度も含む）。給食費全納を確認した後に補助金を交付します。

※就学援助等の公的扶助制度により、既に給食費相当額の給付を受けている場合は対象外です。



#### ●申請方法 「私立等小・中学校第3子以降給食費補助金交付申請書兼請求書」を

記入のうえ、提出をお願いします。

※申請は各世帯で1枚の提出で結構です。

なお、申請の際は、同封の返信用封筒をご利用ください。

#### ●交付金額 ・第3子以降の小学生1人あたり：4,000円／月額

・第3子以降の中学生1人あたり：4,900円／月額

※川島町の学校給食費額と同額になります。

#### ●交付方法 補助金は、学期ごとまとめて年3回、指定の口座に振り込みます。

※その他、ご不明な点等ございましたら、下記担当までお問い合わせください。



問合せ 教育委員会 教育総務課

電話 049-299-1730（直通）

～裏面もあります～



## 第3子以降給食費補助金交付制度

Q & A

### ●補助要件について

Q.給食費補助金の申請にあたり、子の年齢等に制限はありますか？

A.家庭に子供が3人以上いることが要件となります。なお、子供の年齢に上限はありませんので、就職や結婚等で独立していても対象となります。

Q.長男が町外で1人暮らしをしています。子供としてカウントしてもいいのでしょうか？

A.町外で生活している場合であっても、子供としてカウントをお願いします。

Q.現在、就学援助費または生活保護制度により学校給食費の支援を受けています。補助金交付を受けられますか？

A.就学援助や生活保護制度により学校給食費の支援を受けている場合は、補助金交付対象外です。

### ●申請について

Q.申請期限が過ぎてしましましたが、対象となりますか？

A.申請期限が過ぎてしまっても対象要件を満たしていれば対象となります。なお、年度を跨いだ場合は申請を受けられません。必ず年度内の申請をお願いします。

Q.年度途中に第3子以降補助金交付の要件を満たすこととなった場合は対象となりますか？

A.要件を満たすこととなった月から補助金交付対象となります。申請書の提出をお願いします。

### ●学校給食費の支払いについて

Q.補助金交付対象者は、給食費を支払わなくて良いのでしょうか？

A.給食費はこれまでと同様に通学している学校に支払いをお願いします。この制度は、給食費相当額を、各学期ごとに補助金として交付することで、保護者負担を軽減する制度です。

### ●その他

Q.兄弟に川島町学校給食費に滞納があります。滞納分を支払えば、補助金の交付対象となりますか？

A.この制度は、学校給食費に滞納がある方は対象としておりません。なお、滞納分を納付していただければ対象となります。

※その他ご不明な点は、教育総務課までお問い合わせください。



詳しくは、右のQRコードから、  
町HPをご覧ください。⇒

